

部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程

令和5年4月

山口県高等学校体育連盟

1 目的

本規定は、少子化により単独でのチーム編成が困難な学校が増加している中、これらの学校における部活動の学習成果を試す機会を確保するために導入するものであり、全国高等学校体育連盟が示す参加規定に準じて行うものである。

2 導入時期

令和5年4月1日

3 複数合同チーム対象競技種目

原則として個人種目のない以下の団体競技種目とする。

水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー ラグビーフットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー（計9競技）
--

4 複数合同チーム参加条件

(1) 活動計画

・合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。

(2) チーム編成

・複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。

(3) 編成期間

① 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。ただし、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

(特例)

前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長により、県高体連会長に申請すること。

② 全国高等学校総合体育大会及び山口県高等学校総合体育大会以降の大会においては、本規定に準じて新たな合同チームでの活動を可能とするが、全国選抜大会及び中国選抜大会においては、各競技専門部が示すガイドラインや大会参加要件に従うこと。

(4) 参加申込

・合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。

(5) 引率

・合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。ただし、やむを得ない場合は各校の校長が合意した代表引率（部活動指導員を除く）とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出ること。

(6) 保険加入

- ・ 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入すること。

(7) 経費

- ・ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

5 競技別の運用実施について

- 複数合同チーム対象競技においては、全国高等学校体育連盟専門部が示す「競技特性等に応じた競技別ガイドライン」に準じて大会運営を行い、円滑な運用実施に向けて取り組むこと。

参照：「競技別ガイドライン（全国高等学校体育連盟専門部）」（別紙2から9）

補足

- 本規定の運用においては全国高等学校体育連盟が示す「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方（別紙1）」（令和5年1月16日改正）に準ずる。

- このことに伴い、これまで「学校の統廃合に伴う複数校合同チームの大会参加の取り扱いについて」（平成28年 山口県高等学校体育連盟）は、以下のように取り扱うこととする。

1 複数校合同チームの在り方について（廃止）

→ 本規定の適用で参加要件を満たすと考え、本規定を適用する。

2 学校の統廃合に伴う複数校合同のチーム編成について（廃止）

→ 全国高等学校体育連盟が示す「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」及び「競技別ガイドライン」に同様の内容が示されており、本規定を適用する。

3 部員不足等に伴う複数校合同チームの大会参加について

→ 本規定を適用するが、県内大会の出場機会の確保については、ガイドラインに適さない場合においても、各競技専門部は県高体連事務局との連携を図りつつ、積極的に生徒の大会出場の機会の確保に努めていただきたい。